

令和7年度

固定資産税（償却資産）申告の手引き

提出期限 令和7年1月31日（金）

提出・お問い合わせは熱海市役所

税務課課税室資産税担当

〒413-8550 熱海市中央町1番1号

TEL0557-86-6149 へ

開庁時間 8:30～17:15（土日祝日、年末年始を除く）

/// お知らせ ///

● 申告書を郵送される方で控えの返送を御希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、申告書類本書と控えの両方を同封くださるようお願いいたします。熱海市税務課では本書の複写は行いません。

● 熱海市ホームページから、申告書の様式等をダウンロードできます。

→ [熱海市 償却資産申告書ダウンロード](#) [検索](#)

日ごろから、本市の税務行政に御理解と御協力をいただきまして、感謝申し上げます。

さて、熱海市内に事業用償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくこととなっています。

つきましては、この手引を参照の上、申告くださいますようお願いいたします。

《 目 次 》

1 償却資産とは.....	3
2 償却資産の申告について.....	5
3 申告の方法について.....	7
4 国税の取扱いとの主な違い.....	9
5 一般方式による申告書等の記載方法.....	9
6 課税標準の特例について.....	16
7 申告対象となる主な償却資産（業種別）	17
・ 御提出の前に.....	19
・ 個人番号・法人番号の記載について.....	20

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます）をいいます（地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構 築 物	舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事、井戸、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 [3,4 ページ「(3) 償却資産と家屋の区分」を御参照ください。]
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)等
3	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び 運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0,00 から 09 及び 000 から 099」、「9,90 から 99 及び 900 から 999」の車両)等
6	工具、器具 及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、POS システム、自動販売機等

※業種別の償却資産については、17,18 ページを御参照ください。

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、4 ページ〈償却資産と家屋の区分表〉を御覧ください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等*が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人(テナント)等の方が償却資産として御申告ください。

*「賃借人(テナント)等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

<償却資産と家屋の区分表>

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、	屋外設備一式		○		○
	照明器具設備	屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			○
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	盗難非常通報装置	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛け式等)、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			○
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
外構工事	外構工事	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○
		工事一式(門・塀・緑化施設等)		○		○

※ 自治体によって取扱いが異なる場合があります。また、一般的な施工状況のものを想定し、作成しております。

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和7年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- カ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※ 償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

(3) 申告書等の提出先

熱海市内に所在する償却資産について熱海市税務課に御提出ください。

また、複数の自治体に償却資産を所有されている方は、熱海市内に所在する償却資産についてのみを熱海市税務課に御提出ください（市内に本店・支店等複数の資産所在地がある場合も、申告書等は1通にまとめてください）。電子申告により申告データを送信していただく場合も同様です。

(4) 申告書等の提出期間

令和7年1月1日（水）以降、1月31日（金）必着です。

(5) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、御注意ください。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います）
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

注：カ及びキについては、6ページ＜参考＞を御参照ください。

(6) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：小型フォークリフト等）

イ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）

ウ 繰延資産

エ 平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、

- ・耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- ・取得価額が 20 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの

オ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が 20 万円未満のもの

注:エ及びオについては、本ページ＜参考＞を御参照ください。

＜参 考＞ 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第 49 条ただし書による、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますので御注意ください。

④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
①	一時損金算入(*1)	申告対象外			
②	3年一括償却(*2)	申告対象外			
③	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象 ※P5(2)参照	
④	中小企業特例(*3)	申告対象			
⑤	個別減価償却(*4)	申告対象			

(*1) 法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条

(*2) 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

(*3) 中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得した資産です。

（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5）。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。

(*4) 個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(7) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条により、過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。

(8) 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第 354 条の規定により、罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は、修正年度は現年度だけでなく 5 年度分まで遡及して修正することもありますので、御了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は 1 回となります。そのほか調査の結果により家屋の評価を変更する場合があります。

(9) 所得税又は法人税に関する書類についての閲覧

熱海市では、地方税法 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、熱海市への償却資産の申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、御協力をお願いします。なお、調査結果により賦課決定を行う場合もありますので、御了承ください。

3 申告の方法について

(1) 書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、申告先の熱海市税務課に提出する方法です。熱海市税務課の窓口又は郵送にて提出をお願いします。

※ 申告書を郵送される方で控えの返送を御希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いします。

＜申告方式＞

ア 一般方式 ※P9～P15 参照

前年中に増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等の計算は、熱海市税務課で行います。

イ 電算処理方式

賦課期日（1 月 1 日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告する方式です。

いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

(2) 電子申告による申告データ等の提出方法

e L T A X（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて申告先の熱海市税務課に配信されます。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得したうえで e L T A X のホームページから利用の届出を行う必要があります。

(3) 提出書類(提出データ)

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和7年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書 第26号様式	種類別明細書	
					別表1 増加資産・全資産用	別表2 減少資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方			○*1		
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方		○	○*2		○
	償却資産を所有されていない方			○*3		
電算処理方式	初めて申告される方	○*4		○	○*5	
	前年以前に電算処理方式により申告された方					
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方			○*2		
	償却資産を所有されていない方			○*3		
共通	税理士を介して申告される方			税務代理権限証書		

*1 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 備考(添付書類等)」欄の1.「増減なし」に丸印をしてください。

*2 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 備考(添付書類等)」欄にその旨(「令和6年6月廃業」等)を記載してください。

*3 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 備考(添付書類等)」欄の3.「該当資産なし」に丸印をしてください。

*4 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。

*5 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。

※ 熱海市で配付する申告書以外を使用して申告される場合は、用紙のサイズはA4にさせていただき、熱海市税務課から送付した申告書を添付して御提出くださるようお願いいたします。

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、熱海市ホームページから印刷・ダウンロードしていただくことができます。

耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の一部改正により、耐用年数が大幅に変更されました。

固定資産税(償却資産)においては、平成21年度から、改正後の耐用年数に基づき申告していただくことになります。評価額については資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成21年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用し、計算を行うこととなりますので御注意ください。

具体的な償却資産の耐用年数につきましては、国税庁のホームページ(耐用年数表)を参考にしてください。掲載のない資産については、最寄りの税務署に御相談ください。

4 国税の取扱いとの主な違い

国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項 目	国 税 の 取 扱 い (法 人 税 ・ 所 得 税)	地 方 税 の 取 扱 い (固定資産税(償却資産)の評価額)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日 ～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法) 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備については定額法)	定率法を適用 (固定資産評価基準に定められた減価率を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧 縮 記 帳	認められます。	認められません。(注1)
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者等の 少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	金額にかかわらず、認められません。 (注2)

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価格としてください。

(注2) 固定資産税（償却資産）上は、当該規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産について課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入の上、申告してください。

5 一般方式による申告書等の記載方法

(1) 償却資産申告書の記載方法

◎ 住所、氏名、取得価額（前年前に取得したもの）（イ）及び市内における事業所等資産の所在地は、昨年までの申告に基づいて印字しています。

◎ 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)が不足した場合は、熱海市ホームページから様式を印刷・ダウンロードできます。

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

償却資産申告書は、次によって記入してください。

受付印		令和 7年 1月 13日 静岡県熱海市長		令和7年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）				※ 所有者コード 1234567	
所有者	1 住所 又は納税通知書送達先	413-8550 あたみしちゅうおうちょう 熱海市中央町1-1 (電話 0557-86-6150)		3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有・無		
				4 事業種目 (資本等の額)	旅館業 (10 百万円)	9 増加償却の届出	有・無		
	2 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	かぶしきがいしや あたみしりょかん だいひょうとりしまりやく あたみいちろう 株式会社 熱海市旅館 代表取締役 熱海一郎 様 (屋号 資産税荘)		5 事業開始年月	昭和 45年 10月	10 非課税該当資産	有・無		
				6 この申告に回答する者の保及び氏名	〇〇 〇〇 (電話 0557-86-6150)	11 課税標準の特例	有・無		
				7 税理士等の氏名	〇〇 〇〇 (電話 0557-86-6149)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無		
						13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法		
						14 青色申告	有・無		
資産の種類		取得価額		償却額		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地			
		前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	① 熱海市中央町1-1 ② 熱海市下多賀525-2 ③ ④			
1	構築物	7,568,000		2,475,000	10,043,000	16 借用資産 貸主の名称等 自動販売機2台 株式会社泉リース (有・無)			
2	機械及び装置	45,532,600	12,467,000	25,633,500	58,699,100				
3	船舶								
4	航空機								
5	車両及び運搬具	3,690,000			3,690,000				
6	工具、器具及び備品	5,554,600	734,370	1,250,000	6,070,230				
7	合計	62,345,200	13,201,370	29,358,500	78,502,330				
		評価額 (ホ)		決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・貸家			
		1 構築物				18 備考(添付書類等) 該当する項目に○をつけてください。 1増減なし 2増減あり 3該当資産なし 4 その他異動事由			
		2 機械及び装置							
		3 船舶							
		4 航空機							
		5 車両及び運搬具							
		6 工具、器具及び備品							
		7 合計							

＜１ 住所＞

法人の場合は本店の所在地を記載してください。また、住所にビル名等の方書きがある場合は方書き部分にふりがなをふってください。

※原則として主たる事務所等の所在地を記入することになりますが、それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っている場合は、当該事務所等の所在地を記入してください。

＜２ 氏名＞

償却資産を共有されている方は「代表者外〇名」という共有名義で記入してください。あわせて、申告書右下にある「18 備考」に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

＜３ 個人番号又は法人番号＞

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。償却資産を共有されている方は記載不要です。

＜４ 事業種目＞

事業の内容を具体的に記載してください（例：宿泊業）。

事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記載してください。

また、法人の場合、資本金又は出資金の金額も記載してください。

＜５ 事業開始年月＞

個人の方は事業を開始した年月を、法人にあつては設立年月を記載してください。

＜６ この申告に応答する者の係及び氏名＞

申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記載してください。

＜７ 税理士等の氏名＞

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載してください。

＜８～１４ 短縮耐用年数の承認等＞

各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。

＜１５ 市(区)町村内における事業所等資産の所在地＞

熱海市内における事業所等資産の所在地を記入してください。また、２以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○で囲んでください。

※事業所等資産の所在地が１カ所だけでその所在地が「１住所（又は納税通知書送達先）」と同一の場合には、本欄の記入の必要はありません。

＜１６ 借用資産＞

借用資産（リース資産、レンタル資産）の有無について、該当する方を○で囲んでください。

借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記載してください。

＜１７ 事業所用家屋の所有区分＞

事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。

＜１８ 備考（添付書類等）＞

次のア～カのような事項を記載してください。

なお、書ききれない場合は、別の用紙（任意様式）に記載してください。

ア 住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由（商号変更等）、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考になる事項

イ 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等

ウ 非課税資産、課税標準の特例適用資産、減免該当資産又は耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合は、その届出書等、添付書類の名称

エ 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名

オ 償却資産を共有されている場合は、所有者全員の住所、氏名（個人番号又は法人番号の記載は不要です。）

例：役場花子外１名の場合

役場太郎（熱海市中央町１－１）

カ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項。

＜取得価額＞

前年前に取得したもの(イ)

昨年までの申告に基づき、取得価額を印字しています。

前年中に減少したもの(ロ)

(イ)のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。

前年中に取得したもの(ハ)

今回新たに申告いただく資産の取得価額を記載してください。

※ 申告漏れや、移動により受け入れた資産については(イ)ではなく(ハ)に記載してください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

種類別明細書（増加資産・全資産用）は、次によって記入してください。

※所有者コード		※	令和7年度						所有者名				1枚のうち	
1234567			種類別明細書(増加資産・全資産用)						株式会社 熱海市旅館				1枚目	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月	取 得 価 額	耐用 年数	減価 残存率	価 額	※課税標準の特例		※課税標準額	増 加 事	摘 要
										率	コード			
01	1	記入しないでください	駐車場用アスファルト舗装	1	H31. 3	2,475,000	10	0.					12 3・4	申告漏れ
02	2		機械型駐車場用装置	1	R2. 7	25,633,500	15	0.					12 3・4	申告漏れ
03	6		ノート型PC	1	R5. 8	300,000	4	0.					12 3・4	
04	6		カラーコピー機	1	R6. 11	950,000	5	0.					12 3・4	
・								0.					1・2 3・4	
17								0.					1・2 3・4	
18								0.					1・2 3・4	
小 計						29,358,500								

この欄は電算申告の方以外は、記入の必要はありません。

＜1 所有者コード＞

償却資産申告書に所有者コード（申告書の右上にある7ケタのコード）が印刷されている方のみ、その数字を記入してください。

＜2 所有者名＞

氏名又は名称を記入してください。また、この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

＜3 資産の種類＞

資産の種類に記載する数字は、下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物・建物附属施設
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

＜4 資産コード＞

記入の必要はありません。

＜5 資産の名称等＞

漢字・ひらがな・カタカナ・英字（大文字）及びアラビア数字で記入してください。

ただし、読みやすい文字を使用してください。

＜6 数量＞

資産の数量を記入してください。数量が1,000以上

のときは、「999」と記入してください。

＜7 取得年月＞

資産を実際に取得した年月を記入してください。

＜8 取得価額＞

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用を含みます）を記載してください。併せて、以下の点に御留意ください。

ア 圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記載してください。

イ 事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記載してください（事業専有割合による取得価額のアん分は固定資産税の評価上、認められていません）。

ウ 店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記載してください。

＜9 耐用年数＞

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記載してください。

＜10 減価残存率・課税標準額等＞

記入の必要はありません。ただし、電算申告の方は、

記入をお願いします。

＜11 増加事由＞

資産を取得した事由については、該当する番号を選択してください。

番号	資産の種類
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

＜12 摘要＞

当該資産にかかる特記事項としてア～キのような事項を記載してください。

ア 資産の申告漏れがあった場合は、その旨の表示（例：申告漏れ）

イ 課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項（例：特349の3①）

ウ 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示（例：短縮）

エ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示（例：中古）

オ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示（例：増加償却）

カ 耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示（例：H20改正前10年）

キ その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

(3)種類別明細書(減少資産用)の記載方法

・ 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産について記載してください。

※所有者コード		※	令和7年度					所有者名		1枚のうち	
1234567			種類別明細書(減少資産用)					株式会社 熱海市旅館		1枚目	
行 番 号	資産 の 種 類	抹消 コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月	取 得 価 額	耐用 年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘 要
									1 売却 3 移動	2 滅失 4 その他	
01	2	16	機械型駐車場装置	1	H17. 12	12,467,000	15	記入 し な い で く だ さ い。	2・3・4	1・2	
02	6	2	カラーテレビ	1	H26. 3	184,370	6		2・3・4	1・2	
03	6	3	キャビネット	5	R2. 7	550,000	5		1・2・3・4	1・②	770,000円(数量7)のうち 550,000円(数量5)減少
04									1・2・3・4	1・2	
・									1・2・3・4	1・2	
・									1・2・3・4	1・2	
・									1・2・3・4	1・2	
17									1・2・3・4	1・2	
18									1・2・3・4	1・2	
小 計						13,201,370					

第二十六号様式（提出用）

<1 所有者コード>

償却資産申告書に所有者コード（申告書の右上にある7ケタのコード）が印刷されている方のみ、その数字を記入してください。

<2 所有者名>

氏名又は名称を記入してください。また、この「種類別明細書（減少資産用）」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

<3 資産の種類>

資産の種類に記載する数字は、下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物・建物附属施設
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

<4 抹消コード>

償却資産課税台帳兼評価調書の資産番号を記入してください。

<5 資産の名称等>

前年中に減少した資産の名称等を記入してください。

<6 数量・取得価額>

前年中に減少した部分に対応する資産の数量、取得価格を記入してください。

<7 取得年月>

前年中に減少した資産を取得した年月を記入してください。

<8 減少の事由及び区分>

当該償却資産が減少した事由とその区分について、該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

<9 摘要>

「摘要」欄は次のように記載してください。

① 資産の全部が減少した場合

「摘要」欄に該当資産の売却先、移動先等、具体的な減少内容を記載してください。

② 資産の一部が減少した場合

「摘要」欄に該当資産の減少した取得価額等、具体的な減少内容を記載してください。

③ 資産の一部を修正する場合

「摘要」欄に該当資産の修正等が発生した事由を具体的に記載してください。

その他当該資産が減少したことについて、必要な事項を適宜記入してください。

6 課税標準の特例について

地方税法第 349 条の 3 及び第 349 条の 3 の 4 並びに同法附則第 15 条、第 15 条の 2、第 15 条の 3 の規定に該当する資産について、課税標準の特例が適用されます。

これに該当する資産がある方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に「特例該当」と記載し、その内容を確認できる資料を提出してください。

課税標準の特例の適用対象となる資産（一部抜粋）

根拠法令	適用対象資産	適用期間	特例割合	必要書類
地方税法 第 349 条の 3 第 2 項	ガス事業用資産	10 年間	はじめの 5 年：1/3 その後の 5 年：2/3	
地方税法 第 349 条の 3 第 5 項	内航船舶	期限なし	1/2	・船舶原簿、船籍票及び登録票の写し
地方税法 附則第 15 条 第 45 項	賃上げ表明 有	5 年間 (※)	1/3	・先端設備等導入計画に係る認定申請書及び認定書の写し ・先端設備等導入計画書の写し ・工業会等が発行する仕様等証明書の写し
	R5. 4. 1～R7. 3. 31 までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備			
	賃上げ表明 無	3 年間	1/2	
	R5. 4. 1～R7. 3. 31 までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備			

※R6.4.1～R7.3.31 の間に取得したものについては、新たに固定資産税が課されることとなった年度から 4 年間

7 申告対象となる主な償却資産（業種別）

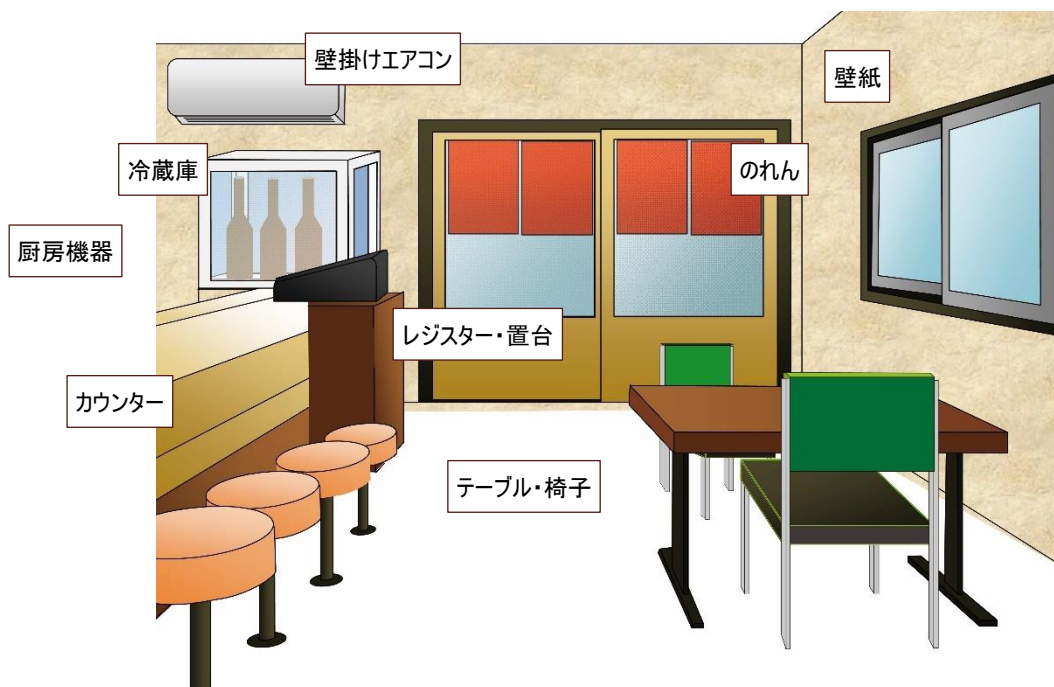
(1) アパート、寄宿舍、駐車場などを所有されている方へ

個人でアパートなどを経営している場合でも申告が必要です。図のような資産が償却資産の対象となります。



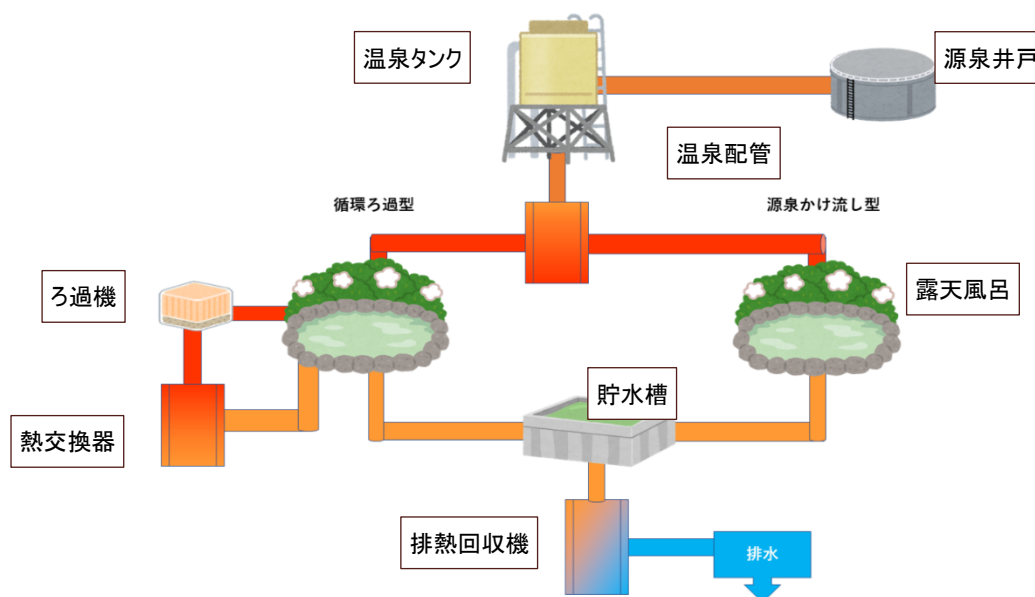
(2) 店舗を所有されている方へ(テナントが取り付けた場合)

飲食店の店舗内では、図のような資産が償却資産の対象となります。



(3) 温泉設備を所有されている方へ(ホテル・旅館・民宿等を営む方)

温泉設備は、図のような資産が償却資産の対象となります。



(4) 業種別の主な償却資産

業 種	資 産 の 名 称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、LAN設備、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、井戸及び関連設備等
ホテル・旅館業・入浴施設	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備、庭園(植栽)、露天風呂、四阿、パーゴラ、独立キャノピー、カラオケセット、 <u>照明設備</u> 、接客用備品、受変電設備、自家発電装置、 <u>温泉循環施設</u> 、 <u>温泉用配管施設</u> 等
料理・飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
不動産貸付業	<u>受変電設備</u> 、 <u>発電機設備</u> 、 <u>蓄電池設備</u> 、中央監視設備、 <u>門・塀・緑化施設等の外構工事</u> 、 <u>駐車場等の舗装</u> 等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の土木建設車両(軽自動車税の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、自家発電装置、受変電設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
駐 車 場 業	<u>受変電設備</u> 、 <u>発電機設備</u> 、 <u>蓄電池設備</u> 、 <u>機械式駐車設備</u> (ターンテーブルを含む)、 <u>舗装路面</u> 等
ガソリン給油所	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、照明設備、コンプレッサー、充電器等
娛 楽 業	ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、パチンコ器、同取付台(島工事)等
売 電 業	<u>太陽光発電設備</u> 、フェンス等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等

お願い 申告書提出前に必ず御確認ください。

◎ 申告書を複数提出される方へ（クリップとじのお願い）

申告書（明細書）を複数提出される方は、クリップで申告書をまとめてください。絶対にホッチキスでとじないでください（破損の原因となります）。

◎ 種類別明細書（増加資産・全資産用）、（減少資産用）を御利用される方へ

償却資産申告書（第26号様式）に所有者コードが印刷されている方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）、（減少資産用）」へ所有者コードを御記入ください。

記入漏れにはお気をつけください。特に、種類別明細書（増加資産・全資産用）については耐用年数や取得年月を、種類別明細書（減少資産用）については資産の種類及び抹消コードを、忘れずに記入をお願いします。

◎ 熱海市が発送した申告書以外の申告書を御利用される方へ

今回、熱海市が発送した償却資産申告書（第26号様式）には、所有者コード等の事務処理上必要な情報が印刷されています。熱海市が発送した償却資産申告書以外で申告をされる方（電算申告等独自の申告書で申告される方）は、申告書の提出と合わせて熱海市が発送した償却資産申告書を必ず提出してください。

◎ 令和7年1月1日現在、事業を廃業、解散されている方（予定の方）へ

償却資産申告書（第26号様式）の18備考欄に「廃業」「解散」等を御記入ください。

償却資産申告書で廃業、解散の申告をされない場合には、翌年以降も申告書を送送することがあります。

熱海市では、事業者の方に適正に申告いただくため、減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出をお願いする場合や、償却資産の実地調査に伺うことがありますので、その際は御協力をお願いします。

* 提出先及びお問合せ先 *

〒413-8550 熱海市中央町1-1 熱海市役所 市民生活部 税務課 課税室 資産税担当
電話：(0557) 86-6147～6150（直通）

開庁時間 8:30～17:15（土日祝日、年末年始を除く）

※ eLTAX（電子申告）による方法でも申告することができます。

熱海市ホームページ <https://www.city.atami.lg.jp>

税務課メールアドレス zeimu@city.atami.shizuoka.jp

マイナンバー(個人番号・法人番号)の記入をお願いします

1. マイナンバー(個人番号・法人番号)の記入について

申告の手引(記入要領)を御参照いただき、個人の方にあつては12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を、所定の記入欄に右詰めで記入してください。

2. 本人確認資料の添付について

個人番号を記入した申告書を御提出いただく場合には、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施いたします。

以下の(1)又は(2)の本人確認資料の写し(コピー)をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いいたします。

法人番号を記入した申告書を御提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

(1)本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	☐ 個人番号カード(裏面) ☐ 住民票(個人番号が記入されたもの)等	☐ 個人番号カード(表面) ☐ プレ印字された申告書 ☐ 運転免許証 等
電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。	

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは、番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

(2)代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	☐ 本人の個人番号カード(裏面) ☐ 本人の住民票(個人番号が記入されたもの)等	☐ 代理人の個人番号カード(表面) ☐ 代理人の税理士証票 ☐ 代理人の運転免許証 等	☐ 税務代理権限証書 ☐ 委任状 等
電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。		

※代理権確認資料については、写し(コピー)ではなく原本の添付をお願いします。

3. その他

マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨を御理解いただき、マイナンバーの記入に御協力ください。ただし、マイナンバーの記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記入はないものとして受理いたしますので、あらかじめ御了承ください。